



札幌市告示第 6421 号

令和 2 年札幌市告示第 4755 号による要措置区域等の指定について、指定の一部を撤回するとともに、改めて次のとおり指定する。また、当該要措置区域における指示措置の指示を撤回する。

令和 2 年（2020 年）11 月 20 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 撤回する区域指定

- (1) 要措置区域として指定する土地の所在地（地番）
札幌市北区自北 8 条至北 18 条自西 5 丁目至西 12 丁目 8 番 1 の一部
- (2) 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項（土壤溶出量）の基準に適合していない特定有害物質
砒素及びその化合物

2 改めて行う区域指定

- (1) 形質変更時要届出区域として指定する土地の所在地（地番）
札幌市北区自北 8 条至北 18 条自西 5 丁目至西 12 丁目 8 番 1 の一部
- (2) 形質変更時要届出区域において土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質
砒素及びその化合物

3 撤回する当該要措置区域における指示措置の指示

1 により要措置区域の指定を撤回することから、「原位置封じ込め又は遮水工封じ込め」の指示を撤回する。